

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実に経営の重要課題と位置付け、(1)透明な経営、(2)強固な管理体制、(3)アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。

取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社グループは監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示をおこなっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 晋	162,332	25.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	54,990	8.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,775	6.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	37,847	5.84
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4	23,819	3.67
野村信託銀行株式会社(投信口)	10,079	1.55
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	8,724	1.35
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	8,638	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	7,352	1.13
日高裕介	7,308	1.13

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

独立性の高い社外監査役2名が監査を実施しており、社外からの経営監視という点では十分に機能する体制が整っていると考えられるため、社外取締役を選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と中間決算時及び期末決算時に会合をもち、監査計画、監査実施状況等について報告及び説明を受け、必要に応じて適宜情報交換を行うこと等により相互に連携して監査を実施し、監査の品質向上・効率化、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査につきましては、内部監査室が行っております。監査役は、内部監査室と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を受けるとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。また、監査役は、社内各部署及びグループ企業各社の監査にあたり、内部監査室と連携して、取締役・使用人からの事情の聴取、書類の閲覧、実地調査等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀内雅生	他の会社の出身者					○			○	
沼田功	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
堀内雅生	株式会社USENの内部統制室長であります。当社との間に特筆すべき利害関係はありません。	経営の監視を客観的に行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため。
沼田 功	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社及びSBL株式会社の代表取締役であります。当社との間に特筆すべき利害関係はありません。	経営の監視を客観的に行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

定期的開催される取締役会及び監査役会へ出席し、監査に関する重要な事項について報告を受け、十分な意見交換を実施しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプションの総額は、2009年12月31日現在において、発行残高15,155株、想定払込総額3,522百万円となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

2009年9月期における当社取締役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役 支給人員:9名 支給額:276百万円

(注)1.上記取締役の支給人員及び支給額には、平成20年10月3日付けで辞任した1名を含んでおります。

2.支給額は、当社取締役に対して当社及び当社連結子会社が支払った合計額を記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会開催に際し、取締役会事務局が事前に資料を提供し、必要に応じて詳細な説明を行っております。また、社外監査役からの問い合わせに対しては、経営本部が窓口となり、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行事項につきましては、法令・定款及び社内規程の定めにより、取締役会決議事項とされている特に重要性の高い事項等については、取締役8名から構成される取締役会において、社外役員の出席のもと、慎重な意思決定を行っております。取締役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、第12期事業年度は合計18回開催されました。

また、取締役会決議事項とされているもの以外の事項等については、常勤の取締役8名と常勤監査役1名から構成される常勤役員会において、活発な意見交換の上で機動的な意思決定を行っております。常勤役員会は、原則として週に1回定例で開催されております。

重要な投資案件につきましては、投資委員会において、事前に十分な審議を行い、その結果を取締役会及び常勤役員会に報告することにより、投資判断の更なる適正化を図っております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、必要に応じて会社の役職員から報告及び説明を受け、主要な子会社や事業所の調査等を行っております。監査役会は、月1回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催され、第12期事業年度は合計14回開催されました。

なお、当社の内部監査を担当する内部監査室は、監査役と連携して各部門・子会社の監査を実施し、その結果を四半期に一度、取締役会に報告しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第12回定時株主総会開催日は、平成21年12月18日でした。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第10回定時株主総会(平成19年12月20日開催)よりPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
その他	ホームページ上に招集通知(英語版含む)を掲載しております。開催場所を駅の近場に設定しアクセスの便を考慮しております。また、映像による事業報告、事業説明会を実施するなど株主総会の活性化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度以上を目安に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に一度のラージミーティングを開催しております。年4回程度、代表者及び取締役等によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR日本語サイト http://www.cyberagent.co.jp/ir/ 及び英語サイト http://ir.cyberagent.co.jp/ir_e/ 上に、決算情報(事業報告書、有価証券報告書含む)、適時開示資料、決算説明会資料、説明会の動画配信等を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報・IR室、担当役員: 代表取締役社長CEO藤田晋、情報取扱責任者: 常務取締役 中山豪、事務連絡責任者: 広報・IR室シニアマネージャー 宮川園子	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・CyberAgentReportとして年に1度株主向けに当社事業、サービス、財務状況などに係る情報を冊子にまとめ提供しております。 ・IRサイトを、下記の通りリニューアルしております。 ターゲットに合わせた情報発信(個人投資家向けサイトの拡充) 掲示板等の双方向のコミュニケーションツールを提供 注力サービスを動画で紹介 関連情報の誘導強化	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範の中に、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コーポレートガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により全社的に統括する責任者が取締役の中から任命され、文書取扱規程、機密情報取扱規程、個人情報保護規程、インサイダー情報管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録により、保存しております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、緊急時対応規程において具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用しております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを経営本部が行い、必要に応じて社内教育、研修を実施しております。また、内部監査室は、監査役会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監査を定期的に行い、取締役会に報告しております。

5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会は、担当取締役に対し、数値目標を定め、リスクを管理し法令順守体制を構築する権限と責任を与えており、経営本部はこれらを横断的に推進し、管理しております。また、関係会社管理規程を設け、一定の重要事項及びリスク情報に関しては、本社取締役会に對して、事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会は、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができます。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役会の意見を尊重するものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役、経営本部及び内部監査室は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、当該報告を提出しております。

- 1) 重要な機関決定事項
- 2) 経営状況のうち重要な事項
- 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- 5) 重大な法令・定款違反
- 6) その他、重要事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、監査法人、法律顧問と意見交換等を実施しております。

<反社会勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況>

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に對しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。また、従来より反社会勢力の排除を目的として、警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進しております。

1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成18年11月17日開催の取締役会及び平成18年12月20日開催の当社第9回定時株主総会にて承認を得て導入しておりました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「旧プラン」といいます。)が有効期間の満了を迎えるにあたり、導入以降の法令の改正等も踏まえた上で、旧プランに所要の変更を行い、平成20年11月11日に開催された当社取締役会及び平成20年12月19日に開催された当社第11回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。)を更新することを決議いたしました。

本プランでは、当社株式に対する大量買付等(以下「買付等」といいます)が行われる場合に、買付者または買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます)に対し、事前に買付等に関する情報の提供を求め、当社が買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続き(以下「本手続き」といいます)を定めています。買付者等が本手続きに従うことなく買付等を行うなど、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます)を、その時点の全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

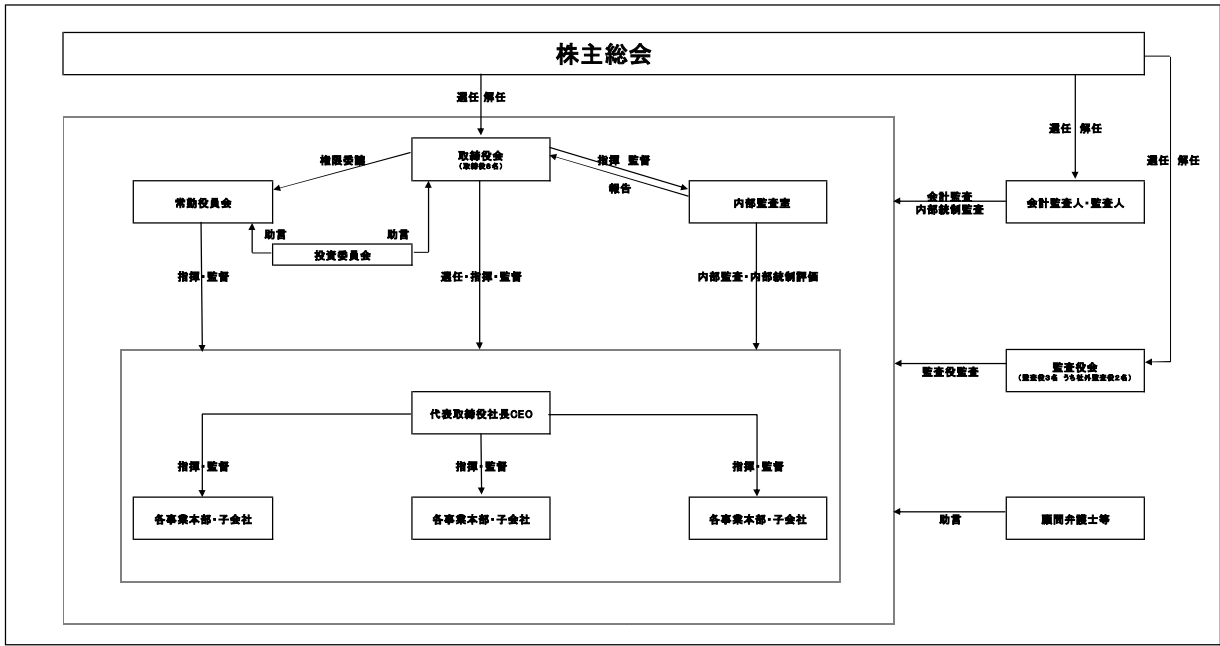
また、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、必要に応じて株主総会を開催し株主の皆様にお諮りした上で決定いたします。

株主の皆様には、適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、平成22年9月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

継続的に社内体制の見直しを行い、コーポレート・ガバナンス体制をより強固なものにすべく必要な制度・規程等を引き続き整備してまいります。



※この模式図は、当社のコーポレートガバナンス状況につき、簡素化したイメージとして表記しております。